平成３０年（フ）第３９１号
名古屋市中区千代田２丁目14番12号　シティライフ鶴舞８Ｄ号、従前の住所名古屋市中川区戸田５丁目1907番地　エクセル戸田102号
債務者　西川　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５９３号
名古屋市緑区南陵201番地　桶狭間荘３棟622号
債務者　織田　志穂
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６８３号
愛知県常滑市苅屋町６丁目15番地の17
債務者　豊田　瑠美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９６号
青森市大字六枚橋字磯打44番地７
債務者　長尾　美雪
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
青森市本泉１丁目16番10号　コーポぱいん210号
債務者　鈴木　龍也
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
青森市中央３丁目１番12号　グループハウスまどか
債務者　天野　信子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号
山口県防府市天神１丁目12番２号　アルタイル天神207号、住民票上の住所広島県広島市安佐南区長束２丁目10番21号
債務者　表西ヤヨイ
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９２４号
横浜市青葉区千草台46番地11　グランドハイツⅡ　101号
債務者　藤澤　千夏
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０８４号
横浜市金沢区富岡西４丁目39番11号
債務者　荒木　　勝（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０７号
東京都西東京市富士町１丁目８番２－203号
債務者　中山　千寿
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６３７号
東京都小平市津田町２丁目４番１－107号
債務者　新田　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３８号
静岡県浜松市中区上島３丁目19番７号　サンルームナカムラ203、前住所静岡県浜松市東区小池町1681番地
債務者　御堂　　清
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３７３９号
東京都江戸川区東小松川３丁目11－５
債務者　門倉里香子（旧姓濱島）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７５３号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目13―41―313
債務者　関根竜太郎
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７６９号
東京都江戸川区平井６丁目８－７－202
債務者　熊本リエ子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部